

奈良県外国人観光客交流館運営管理業務公募型企画提案説明書

令和5年2月22日

奈良県知事 荒井 正吾

奈良県では、増加する外国人観光客の受入及びおもてなし環境の整備の一つとして奈良県外国人観光客交流館（以下「交流館」という。）を設置している。交流館では、外国人観光客が安心して快適に奈良県内に滞在できるよう、観光案内、物販、日本文化体験および宿泊などの機能を整備している。

「観光案内」「宿泊」「日本文化体験」等施設の運営・管理を行う運営事業者（以下「運営事業者」という。）を募集する。

1. 業務の概要

（1）委託業務名

奈良県外国人観光客交流館運営管理業務

（2）業務の内容

- ①観光案内等業務
- ②宿泊業務
- ③日本文化体験等業務
- ④観光事業者等おもてなし力向上業務
- ⑤交流館における共通業務
- ⑥施設管理業務

（3）業務の仕様等

（別記1）「業務仕様及び契約条件等」による。

（4）企画提案の性格

本企画提案は公募型により実施する。なお本企画提案は、提案者独自の企画等の内容を評価することにより、より業務処理能力の高い受託者を選定するものである。

（5）委託上限額

498,069千円

ただし、3年間の委託上限額の総額とし、各年度の委託上限額は、以下のとおりとする。
なお、令和5年度以降の歳入歳出予算において委託料が減額されたときは、県は契約を変更又は解除できる。

令和5年度（5～3月）	152,357千円
令和6年度	165,963千円
令和7年度	165,963千円
令和8年度（4月）	13,786千円

（6）委託期間

令和5年5月1日から令和8年4月30日まで

2. 参加資格

単体もしくは複数の事業者等により構成される共同企業体

（1）単体の場合

次に掲げる要件をすべて満たしているものとする。

- ① 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項各号の規定に該当し

ていない者であること。

- ② 奈良県物品購入等の契約に係る入札参加停止等措置要領による入札参加停止の期間中でない者であること。
 - ③ 物品購入等に係る競争入札の参加資格等に関する規定（平成7年12月奈良県告示第425号）による競争入札参加資格者で営業種目「Q7諸サービス（④旅行業）」に登録をしているものであること。（ただし、企画提案書提出時点において登録が認められていれば可とする。）
 - ④ この公告に係る契約締結年度を除き過去5年間に、JNTO 認定外国人案内所を12ヵ月以上運営した実績があること。
 - ⑤ この公告に係る契約締結年度を除き過去5年間に、客室数20室以上の宿泊施設を12ヵ月以上運営した実績があること。
 - ⑥ プライバシーマーク（JISQ15001準拠）認証取得事業者又はISMS（ISO/IEC27001/JISQ2700準拠）認証取得事業者（ただし、認証取得申請済みかつ取得見込みであれば可とする）であること。
 - ⑦ この公告に係る契約締結年度を除き過去5年間に、国又は地方公共団体と、同種または類似の契約を締結し、これを誠実に履行した者であること。
同種契約：1（2）業務内容③～⑥のすべてを含む契約
類似契約：1（2）業務内容③～⑥のいずれかを含む契約
- (2) 複数の事業者等により構成される共同企業体の場合
- ・①、②については構成員すべてが要件を満たしているものとする。
 - ・③については構成員のいずれかが「Q7諸サービス④旅行業」に登録していればよいものとするが、全構成員が入札参加資格者名簿に登録されていなければならない。
 - ・④及び⑤については構成員のいずれかが要件を満たしていればよいものとする。
 - ・⑥及び⑦については代表者が要件を満たしていればよいものとする。
- なお、複数の事業者による共同提案を行う場合には、次の事項に留意すること。
- ア) 必ず共同企業体の代表者を決め、全構成事業者等についても代表者名等を記載し、それぞれの代表者印を押印すること。その際、代表者の印は契約時に使用するものと同一とすること。また、「特定委託業務共同企業体協定書（分担履行型）」（参考様式1）を「9. 問い合わせ先」の担当課へ参加申込書とともに提出すること。
 - イ) 1事業者が複数の共同企業体に所属することはできない。また、共同企業体に所属しながら自らが単独で提案を行うことは認められない。
 - ウ) 代表者及び構成員を変更することはできない。

3. 参加申込書

(1) 提出書類

- | | |
|---|-----------------|
| ①参加申込書（様式1） | 1部 |
| ②参加資格調書（様式1-1） | 1部 |
| ③事業者の概要（様式任意） | 1部 |
| （事業者名、所在地、代表者、設立年月日、資本金、年間売上高、従業員数、主な業務内容等の記載された書類） | |
| ④委託業務共同企業体協定書（写） | 1部 ※共同企業体で参加の場合 |
| ⑤2（1）④、⑤を証する書類 | 1部 |

※（例）案内所：JNTO からの認定通知書又は運営主体との委託契約書など JNTO 認定案内所であること、認定区分、運営実績及び運営時期が分かる書類の写し。
宿泊施設：営業許可書等 運営実績、時期及び客室数が分かる書類の写し。

⑥プライバシーマーク（JISQ15001準拠）登録証またはISMS（ISO/IEC 27001/JISQ2700準拠）登録証の写し。ただし、企画提案書等提出時点において、認証取得申請済かつ取得見込みである場合は、申請済であることを確認できる申請書等の写し。

⑦同種・類似業務受注実績（様式2） 1部

(2) 提出期限

令和5年3月7日（火）16時まで

(3) 提出方法及び提出先

持参若しくは郵送により提出すること。提出先は、「9. 問い合わせ先」に記載のとおりである。郵送の場合は提出先に事前に電話連絡のうえ、提出期限必着とし、提出先に提出書類が配達された日時が証明できる方法によること。

(4) 「3. 参加申込書」を提出した者のうち、資格が確認できた者に対しては、参加資格がある旨を、資格が確認できなかった者に対しては参加資格がない旨及びその理由を書面により通知する。

(5) 参加資格がない旨の通知を受理した者は、通知日から起算して3日（土曜、日曜、祝祭日を除く。）以内に、同通知書を「9. 問い合わせ先」に持参して説明を求めることができる。

(6) 図面の閲覧

管理スペース等の詳細図面の閲覧を希望する場合は、令和5年2月28日（火）正午までに「9. 問い合わせ先」までその旨を連絡すること。後日県から閲覧日時を指定する。ただし、当該図面については今後実施する工事により変更となる可能性がある。

4. 企画提案書

(1) 提出書類

①企画提案提出書（様式3） 原本1部

②企画提案書（様式任意、サイズはA4、縦横自由） 原本1部、コピー8部

③委託業務実施体制（様式4） 原本1部、コピー8部

④事業費見積書（様式5） 原本1部、コピー8部

様式5を参考に積算を行うこととし1ヶ月毎及び1年毎の内訳が分かるよう作成すること。なお、各年度の見積金額は1（5）に定める各年度の委託上限額を超えないこと。

⑤社会的価値関係書類（提出は必須ではないが評価の対象となる。共同企業体の場合は構成員も提出すること。） 原本1部

ア) 障害者の雇用

・・・ハローワークに提出した「障害者雇用状況報告書」の写し（従業員43.5人以上の事業所）、所定の様式に記入したもの（従業員43.5人未満の事業所）

イ) 奈良県社員・シャイン職場づくり推進企業登録等

・・・「奈良県社員・シャイン職場づくり推進企業登録証書」の写しまたは、登録要件である取り組み内容を行っていることを証する書類（企業理念等写し）（奈良県社員・シャイン職場づくり推進企業登録）

(HP) <http://www.pref.nara.jp/4090.htm>

ウ) 保護観察対象者等雇用

・・・所定の様式により、保護観察所が証明したもの

エ) 女性の活躍及び仕事と子育ての両立に係る取組の状況

・・・「なら女性活躍推進倶楽部」の登録証書の写し、「えるぼし」「プラチナえるぼし」「トライくるみん」「くるみん」「プラチナくるみん」

のうちのいずれかの認定通知書の写し、または「一般事業主行動計画の策定届（労働局に届出を行ったもの）」の写し

オ) 環境に配慮した事業活動の状況

・・・「ISO14001」「エコアクション21」「KES」「エコステージ」のいずれかの環境マネジメントシステムの登録証または認証書の写し

⑥JNTO 認定外国人観光案内所運営実績関係書類（3. 参加申込書（1）⑤と同じであれば提出は不要。ただし、奈良県内の運営実績、JNTO 認定区分（カテゴリー）及び外国人観光案内所の運営期間（※奈良県内外を問わない）が評価の対象となるため、それが分かる書類である必要がある。） 原本1部

⑦宿泊施設運営実績関係書類（3. 参加申込書（1）⑤と同じであれば提出は不要。ただし、奈良県内の運営実績、国際観光ホテルの運営実績、宿泊施設の運営実績期間（※奈良県内外を問わない）が評価の対象となるため、それが分かる書類である必要がある。）

原本1部

※（別記2）「企画提案書の作成について」に記載の項目毎に作成すること。

※企画提案書については、提案者を判読できるような記載や用紙の使用は行わないこと。ただし、原本の1部のみは、企画提案書の余白部分に企画提案者名を記載すること。

(2) 提出期間

令和5年3月10日（金）から3月16日（木）正午（12時）までとする。

(3) 提出方法及び提出先

持参若しくは郵送により提出すること。提出先は、「9. 問い合わせ先」に記載のとおり。

郵送の場合は提出先に事前に電話連絡のうえ、提出期限必着とし、提出先に提出書類が配達された日時が証明できる方法によること。

5. 企画提案に係る質問及び回答

(1) 質問受付期限

令和5年3月3日（金）正午まで

(2) 質問方法

FAXにより質問すること。送信先は、「9. 問い合わせ先」に記載のとおり。質問する場合は、必ず事前に電話連絡のうえ、公告時に奈良県ならの観光力向上課ホームページに掲載する質問書（様式6）を使用すること。

(3) 回答方法

各事業者からの質問に対する回答は、奈良県ならの観光力向上課ホームページに掲載する。

6. 企画提案書の審査、受託者の選定及び結果の公表

(1) 審査及び選定方法

別に定める「奈良県外国人観光客交流館運営管理業務委託事業者選定委員会（以下「選定委員会」という。）」により、下記（2）の審査項目等について採点を行うものとし、受託者の選定方法は次のとおりとする。

① 各委員の採点を合計した総得点が最も高い者を選定する。

② ①の総得点が同点の場合、各委員の評価で1位が多い者を選定する。

③ ②の1位評価が同数の場合は、見積価格の低い者を選定する。

④ ③の見積価格が同額の場合は、委員長が高い評価をした者を選定する。

⑤ ④が同評価の場合は、くじ引きで受託者を選定する。

なお、提出期限までに参加申込書及び提案書の受理数が2者に満たない場合においても、再公告の手続きは踏まずに審査手続きを行う。また、その場合、各委員の評価の合計点が6割以上であることを契約相手方特定の条件とする。（6割を下回る場合は選定しない。）

(2) 審査項目等

(別記3)「奈良県外国人観光客交流館運営管理業務委託に係る審査基準」に基づき評価を行う。

(3) プレゼンテーション等

提出のあった提案書等について、プレゼンテーション及び質疑応答を実施する。なお応募者多数の場合は、プレゼンテーション及び質疑応答に先立ち書類選考を行う場合がある。

プレゼンテーション及び質疑応答は、令和5年3月28日(火)に行う予定。時間等詳細は、後日対象者に対して通知する。

(4) 審査結果等

審査の結果については、受託者選定後速やかに書面にて通知する。なお、審査結果に対する異議申立ては一切認めない。

(5) 当企画提案書でなされた有効な提案については、必ず実施すること。

7. 事業者との契約

(1) 上記6(1)により受託者として選定された者と、契約締結の協議を行うことになるが、協議の結果契約締結の合意に達しなかった場合または受託者が取消しになった場合には、その者との契約を行わず、審査において次順位の者と協議を行い、業務委託契約を締結する場合がある。

(2) 企画提案書、参加申込書その他に虚偽の記載をした場合は、当該業務の企画提案書等を無効とし、契約締結後には、契約を解除することがある。

(3) 契約に係る損害賠償及び契約の解除については、奈良県契約規則(昭和39年5月奈良県規則第14号)に定めるところによる。

(4) 契約締結後、契約の相手方が次のいずれかに該当すると認められるときは、契約を解除することがある。また、契約を解除した場合は、損害賠償義務が生じる。

① 役員等(法人にあっては非常勤を含む役員及び支配人並びに支店または営業所の代表者、その他の団体にあっては法人の役員と同等の責任を有する者、個人にあってはその者及び支配人並びに支店または営業所を代表する者をいう。以下同じ。)が暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)。以下「暴対法」という。)第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)であるとき。

② 暴力団(暴対法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)または暴力団員が経営に実質的に関与しているとき。

③ 役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、または第三者に損害を加える目的をもって、暴力団または暴力団員を利用しているとき。

④ 役員等が、暴力団または暴力団員に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、または関与しているとき。

⑤ 役員等が、暴力団または暴力団員と社会的に避難されるべき関係を有しているとき。

⑥ 本契約に係る下請契約または資材、原材料の購入契約等の契約(以下「下請契約等」という。)に当たって、その相手方が上記①から⑤のいずれかに該当することを知らずながら、当該者と契約を締結したとき。

⑦ 本契約に係る下請契約等に当たって、上記①から⑤のいずれかに該当する者をその相手方としていた場合(上記⑥に該当する場合を除く。)において、奈良県が奈良県との契約の相手方に対して下請契約等の解除を求め、契約の相手方がこれに従わなかったとき。

⑧ 本契約の履行に当たって、暴力団または暴力団員から不当介入を受けたにもかかわらず

ず、遅滞なくその旨を県に報告せず、または警察に届け出なかったとき。

8. その他

(1) 説明書の承諾

本企画提案に参加する者は、企画提案書の提出をもって、本説明書の記載内容を承諾したものとみなす。

(2) 言語及び通貨

契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(3) 提出書類の返却

提出された書類は返却しない。なお、この企画提案に係る審査以外には使用しない。

(4) 提出書類の追加、修正等

一旦提出された書類の差し替え、追加、削除は理由の如何にかかわらず一切認めない。

(5) 提案に係る費用負担

提出書類の作成、提出等に要する費用は提案者の負担とする。

(6) 提案者の失格事由

提案者が次の事項に該当した場合は、失格とする。

①「2. 参加資格」に定めた資格が備わっていないとき

②提出書類の提出期限を過ぎたとき

③本企画提案に対して、二以上の提案をしたとき

④本企画提案に対して、自己のほか、他の代理人を兼ねて提案したとき

⑤本企画提案に対して、二以上の代理人をしたとき

⑥見積書の金額、住所、代表者氏名、印影若しくは重要な文書の誤脱、金額を訂正した見積をしたとき、その他提出書類の虚偽の記載をしたとき

⑦その他、提示した事項及び企画提案に関する条件に違反したとき

(7) 提案者が手続期間中に入札参加停止措置等を受けた場合

提出書類を提出後、契約締結までの手続期間中に提案者が入札参加停止措置又は奈良県競争入札参加資格者名簿の登録が認められない等の事由に至った場合は、以後の本企画提案に関する手続の参加資格を失うものとする。また該当する者が受託者として特定されている場合は、次順位の者と手続を行う。

(8) 提案者の辞退

提出書類を提出した後に辞退する場合は、速やかに「9. 問い合わせ先」まで連絡するとともに、書面（様式7）により届け出ること。

(9) 第三者への再委託

特定された受託者は、本業務を第三者に委託又は請け負わせることはできない。ただし、あらかじめ奈良県の承諾を受けた場合はこの限りではない。

(10) 令和5年2月議会において本業務に係る予算が議決されなかった場合は、本業務の手続きについて停止等の措置を行う場合がある。その場合、奈良県は、手続きの停止等によって生じた損害を賠償する責任を負わない。

(11) 採択された事業計画・事業提案は、県との協議等により、修正・変更を行う場合がある。

9. 問い合わせ先

奈良県 観光局 ならの観光力向上課 もてなし力向上係

住 所 〒630-8501 奈良市登大路町30番地

電 話 0742-27-8051

FAX 0742-27-1065